



公募型指名競争入札公告

下記の工事について、宜野湾市公募型指名競争入札実施（試行）要領（令和2年宜野湾市告示第144号）第4条第1項に基づき公告する。

令和7年11月28日

宜野湾市長 佐喜眞 淳



1. 工事名 : (仮称) 普天間交流拠点施設新築工事（電気設備）
2. 工事場所 : 宜野湾市普天間一丁目地内
3. 工事概要 : 電気設備工事 一式
構内引込設備工事、幹線設備工事、受変電設備工事、非常用発電設備工事、動力設備工事、電灯設備工事、コンセント設備工事、非常用照明・誘導等設備工事、電話設備工事、情報設備工事、誘導支援設備工事、監視カメラ設備工事、テレビ共同受信設備工事、時計設備工事、非常用放送設備工事、自動火災報知設備工事、音響・映像・照明設備等
4. 概算金額 : ￥273,000,000（税込）
5. 工期 : 契約締結の翌日から 令和10年3月31日まで
※契約締結は令和8年3月予定
6. 入札参加希望者要件 : 本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - ① 本工事は宜野湾市建設工事競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規程第6条第1項に定める建設業種登録を「電気」とする2者の共同企業体とする。
 - ② 宜野湾市建設工事競争入札参加者有資格者のうち、地域区分が市内業者の者とし、工事施工能力等級基準において、共同企業体の代表者は「電気工事等級格付A」とし、構成員は「電気工事等級格付A又はBに該当する者」とする。
 - ③ 主任（監理）技術者は、建設業法第26条第1項及び第2項によるものとする。また、主任（監理）技術者は、請負者（所属建設業者）と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - ④ 前各号のほか、宜野湾市公募型指名競争入札における建設工事共同企業体取扱（試行）要領（令和2年宜野湾市告示第145号）に定める共同企業体としての要件を満たしていること。
 - ⑤ 経営事項審査期間内であること。
（経営事項審査期間が切れている業者については、速やかに契約検査課で更新手続きを行ってください。）

7. 申込に必要な書類 : 本工事の入札への参加希望者は、入札参加の適格性について審査を行うため、次の書類を提出すること。
- ①入札参加申請書
 - ②配置予定技術者調書
 - ③共同企業体結成届出書
 - ④共同企業体協定書
 - ⑤誓約書
- ※提出書類へ押印する登録印は、市契約担当課への届出印を使用すること。
- ※②・⑤については構成員ごとに作成すること。
- ※上記書類の取得方法は、本市HP(建築課のページ)からダウンロードすること。
8. 申込受付期間 : 令和 7 年 11 月 28 日 から 令和 7 年 12 月 9 日 まで
- ※日曜日、土曜日及び宜野湾市の休日を定める条例に規定する休日を除く、午前9時から午後5時まで
9. 受付及び閲覧場所 : 所在地：宜野湾市野嵩一丁目1番1号（別館3F）
- 建設部 建築課 施設係 担当：前川・山本
- 電話 098-893-4420
- ※書類は直接持参するものとする。
- ※郵便等の受付は、無効とする。
10. 契約条件等 : 契約保証金 要
- 前払金 あり
- 部分払 あり
11. 資格審査結果通知 : 資格審査の結果は、決定後共同企業体代表者に通知する。
12. その他の事項 : ① 申請書の提出で、必ずしも入札指名業者となるものではない。
- ② 本工事は、国からの補助金をもとに執行する。国からの交付決定がされなかった場合、入札及び契約締結できないこともあるため、予め留意されたい。
- ③ 申請書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- ④ 提出された書類は、この公告に係る目的以外に使用できない。
- ⑤ 提出された書類に虚偽の記載をした場合には、当該申請書が無効とするほか、指名停止措置をすることがある。